

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：はな保育園 ひろじほんまち	種別：保育所	
代表者氏名：杉浦 雅美	定員（利用人数）：60名（65名）	
所在地：愛知県名古屋市昭和区広路本町5丁目3-1		
TEL：052-893-9971		
ホームページ： https://hanahoiku.com/		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：平成30年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：株式会社 パーソنز		
職員数	常勤職員： 11名	非常勤職員： 8名
専門職員	（園長） 1名	（調理） 3名
	（保育士） 14名	（保育従事者） 1名
施設・設備の概要	（居室数） 5室	（設備等）保育室、職員室、更衣室
		調理室、調乳室、トイレ、園庭
		シャワー、駐車場

③理念・基本方針

★理念

- ・ひとりひとりを大切に豊かな人間性をはぐくみます
- ・保護者の子育てに寄り添った保育を行います

★基本方針

- ・子どもひとりひとりの成長に合わせた保育環境の提供を行い、子ども達がのびのびと健やかに育つことを大切にします。
- ・よく見て、よく聞いて、よく考え行動できる子
- ・自分のことは自分でできる子
- ・人とうまく関わり、感謝の気持ちや思いやりをもつ子
- ・親の愛情を十分感じ、親を大切にできる子

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・家庭的なくつろいだ雰囲気の中で安心して1日が過ごせるよう、ひとりひとりを大切にした保育を心掛けている。
- ・子どもたちの成長を保護者と共に喜び合い見守っていけるよう、アプリ(連絡帳)だけでなく、送迎時などを利用しコミュニケーションが図れるよう、保護者との会話、やり取りを大切にしている。
- ・子どもたちが楽しめ、知恵・知識を得られることを目的として、講師による体操教室・英語教室、自社講師によるリトミック・ダンス教室等、カリキュラムを充実させている。
- ・園庭で野菜や植物の栽培・収穫など体験している。収穫した野菜はその都度、給食室で調理したり、自分たちで調理し、食べる意欲・食事を作る楽しさを伝えている。
- ・ホームページ・ブログ・園フォト等、普段の園での様子を保護者がいつでも見られるようにしている。掲載に関して保護者から同意書をいただき、同意の得られない方には掲載しない、顔が分からないように加工する等配慮をしている。
- ・敬老の日の前後には、幼児クラスの祖父母を園へお招きして、伝承遊びを教えていただいたり、子どもたちの好きな遊びと一緒に楽しんでいただいたりして、触れ合いの時間を設けている。
- ・消防署や警察署、地域の薬局などのイベントに積極的に参加し、地域との交流も大切にしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 2年 8月26日(契約日) ~ 令和 3年 9月16日(評価決定日) 【令和 3年 5月25日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	0 回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆ICT化(情報通信技術)の推進

園運営のICT化が進み、子どもの登降園管理や職員の勤怠管理、電子連絡帳(キッズリー)等、保護者とのコミュニケーションの相互補完に留まらず、職員の負担軽減にも寄与している。その成果として、職員の時間外勤務はほとんどなくなっている。子どもの通園の少ない日を事前に把握することが可能となり、職員に案内することで有給休暇の取得促進に繋げている。

◆保護者の期待の応えて

コロナ禍によって従来通りの園行事の実施は望めないが、子どもの「思い出を残したい」との保護者の望みに応え、中止とせずに規模を縮小して開催している。保護者の望みは、職員の願いにも通じている。園長の苦渋の決断として「年長児中心」とはなったが、運動会や発表会は開催できた。事後に行った保護者アンケートでは、多くの感謝や喜びのコメントが寄せられた。

◆子どもの安全第一

子どもの安全を脅かす事例の「ヒヤリハット報告書」を積極的に作成し、発生要因の分析・未然防止の検討をしている。利用する公園の散歩マップを作成し、使用前には必ず遊具点検をしている。危険箇所は写真撮りし、職員間で周知して安全確保に努めている。

◇改善を求められる点

◆「事業報告書」の必要性

単年度の事業計画は綿密に作成され、重点課題も適切に設定されている。しかし、「事業報告書」の作成はない。年度終了時に、事業計画で取り上げた重点課題の評価を「事業報告書」に明記し、次年度の事業計画作成に反映させることが望まれる。事業計画の作成(P)ー計画の実施(D)ー「事業報告書」による評価(C)ー次年度の事業計画作成(A)のサイクルを活用されたい。

◆感染症への対応と対策

感染症予防・発生時対応のマニュアルは作成されており、「新型コロナウイルス」の感染症情報は市や法人本部等からの資料を掲示している。それらはマニュアルとは別のファイルに綴られており、関連事項のマニュアルへの追記はない。保護者への感染症等の情報提供は、感染症名と人数が掲示されており、それと併せて、感染予防の参考になる「注意すること」等を掲示している。経験の浅い職員には、嘔吐や下痢の処理実践（模擬訓練）を含め感染症に関する勉強会の実施が望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

初めて第三者評価を受審させていただきました。
今回評価していただいたことで、園として振り返りを行うことができ、今後の課題を把握することができました。
また、今まで取り組んできたことに対して自信に繋がるとても良い機会となりました。
明確になった改善点につきましては、今後の園運営、保育にしっかりと活かしていけるよう努めていきたいと思っております。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
<コメント> 大きな命題として「子供の為に」を掲げ、「一人ひとりを大切に、豊かな人間性を育む」ことや「保護者の子育てに寄り添った保育」の実践に努めている。職員は、毎月の職員会議で基本理念を唱和している。コロナ禍によって園行事は少なくなったが、園長は保護者との会話の機会を増やしており、「理念の周知」に関しては86%の保護者が肯定している。			

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① a ・ b ・ c
<コメント> 区の園長会が3ヶ月に1度開催され、法人の施設長会（園長会）はオンラインで実施されている。それらの会議で、園の運営に関する情報を取得している。全保連や名保連からも情報を得ており、地域事情や地域の特殊性、新型コロナウイルス感染症の感染情報等を加味し、適切な園運営を行っている。			
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	① a ・ b ・ c
<コメント> 「地域との交流の促進」、「連絡事項の職員周知」の2点を現状の経営課題として捉え、積極的に改善策を講じている。「地域」に関しては、新型コロナウイルスという予期せぬ障壁に突き当たったが、実施可能なものを行っている。警察署のイベントや地域の年末の門松作りに参加し、新聞にも取り上げられた。「職員周知」は、回覧板等の新たな取組みがある。			

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ① b ・ c
<コメント> 「中・長期計画」（令和元年度～5年度）があるが、法人主体に作成されたものである。3年後、5年後等の将来の園としてのあるべき姿を見据え、園独自の「中・長期計画」を策定することが望ましい。			
I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ① b ・ c
<コメント> 「令和2年度事業計画書」が策定され、「目指すべき施設像」や課題解決の諸施策が詳細に記載されている。しかし、「中・長期計画」との連動が考慮されておらず、「事業報告書」が作成されていないことから、事業運営の継続性についても課題を残している。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 事業計画は園長と一部の主要な職員の合議で策定されており、職員の関与は薄い。事業計画を評価・見直しするルールが明確になっておらず、「事業報告書」は作成されていない。事業計画の重点課題を「事業報告書」で評価し、見直した内容を次年度の「事業計画書」に反映させることが望まれる。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 園長の思いでもある「保護者との対話を増やす」取組みを行ったが、「事業計画の周知」は保護者アンケートでは数値が伸びなかった。保護者の意向を重視した結果として「保護者会」が組織されておらず、集団としての保護者に対して呼びかける機会が少ないことも影響している。今年度は個人懇談会を実施し、保護者との意見交換の機会を作った。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 毎年1回、職員自らが保育実践を振り返る「自己評価チェックリスト」や、権利擁護に関する「セルフチェックリスト」による振り返りが実施されている。これらは法人本部で集計・分析されて職員にフィードバックされ、職員個々の資質向上に役立てられている。園独自でも分析を行い、園としての傾向（強み）や課題（弱点）を把握することを期待したい。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	⑨ ・ b ・ c
<コメント> 「令和2年度事業計画書」に課題を列举し、重要度に応じた優先順位をつけて取り組んでいる。それとは別に、喫緊の課題として「地域との交流の促進」と「連絡事項の職員周知」の2点を取り上げ、職員意見を取り入れて改善策を講じている。コロナ禍によって計画通りに進んでいない部分もあるが、成果は見え始めている。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。				
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a	ⓑ	c
<コメント> 「運営規程」や「職務分担表」によって園長の役割りが明確になっており、園長不在時の職務権限の委任先は「災害発生時の役割り分担表」に明記されている。保護者会が組織されていないことから、保護者全体に対しての所信表明の機会が乏しい。「園だより」等の発信文書を活用し、園長の所信(思い)を表明することを期待したい。				
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	ⓑ	c
<コメント> 法人が実施する新人導入研修で、保育園に関わる各種の法令や社内規則等を学んでいる。園内の新人研修でも、園独自のルールやコンプライアンス重視の考え方を指導している。園運営に関係する法令は多岐にわたり、改廃もある。関係法令をリスト化するとともに、定期的に(計画的に)、全職員を対象とした法令に関する園内研修を実施することが望まれる。				
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。				
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	ⓐ	b	c
<コメント> コロナ下ではあるが、子どもや保護者の期待と要望に沿い、園の行事を中止せず形を変えて(縮小して)実施している。子どもに「思い出を残したい」との思いは保護者だけでなく職員の願いでもあり、卒園を控えた年長児を最優先に考えている。その方針の下に運動会や発表会が開催され、事後の保護者アンケートでは感謝の言葉が多く寄せられた。				
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	ⓐ	b	c
<コメント> 園運営のICT化が進み、子どもの登降園管理や職員の勤怠管理、電子連絡帳(キッズリー)等、職員の負担軽減に寄与している。その成果として、職員の時間外勤務はほとんどなくなった。子どもの通園の少ない日を事前に把握し、職員に案内して有給休暇の取得促進に繋げている。				

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。				
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	ⓐ	b	c
<コメント> 新規の職員採用は法人本部が主管しており、園では面接に立ち会ったり就職フェアに参加したりして、側面から採用活動を支えている。市が特例として認めている無資格の「子育て支援員」を積極的に受け入れ、保育士資格の取得を推奨している。定着対策としては、秋(毎年9~10月頃)に実施される園長と職員との個人面談が制度化されている。				
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	ⓑ	c
<コメント> 人事管理上の制度設計が遅れており、キャリアパスや人事考課、目標管理等の主要な仕組みが未構築である。人事考課の制度はなく、昇格・昇進の基準は明確になっていない。賞与の支給基準や根拠が職員に示されておらず、個人面談においても「処遇」に関する話題が出るのは稀である。				

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>働きやすい職場づくりの一環として、有給休暇の取得促進に取り組んでいる。気兼ねなく有給休暇が取れるよう、通園する子どもの数の少ない日を事前に職員に案内している。子育て中の職員には休みを取りやすい配慮をしており、年に1日、バースデー休暇の制度もある。ワーク・ライフ・バランスに配慮し、法人の制度として短時間勤務も認められている。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>採用時に「求める職員像」についての文書配付が行われている。職員は年間目標を設定して取り組んでいるが、事業計画に示される園の目標（重点課題等）との関連付けが薄い。また、個人目標自体が具体性に欠ける表現が多く、期中の進捗評価や年度末の最終評価が曖昧さを残す。目標の達成度を評価する人事考課制度はなく、法人としての課題である。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>市の保育運営化が作成した「保育所職員研修計画」に沿って、園の研修予定を組んでいる。法人としての研修体系も未構築で、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等に明確に区分された研修内容は示されていない。履修後には「研修報告書」が提出され、職員は研修での気づきや課題を記している。研修をそこで完結させず、研修効果の確認を期待したい。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>市の「保育所職員研修計画」への職員の割り振りを行い、研修参加に積極的な姿勢を見せている。しかし、法人の研修計画（階層別研修、職種別研修、テーマ別研修）が明確に示されていないことから、職員個々の研修計画が策定できていない。園内で実施されるOJTに関しても、計画や実施内容、成果・評価等を記録に残すことが望ましい。</p>		

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>「実習生受け入れマニュアル」があり、受入れの態勢を整えている。令和2年度までの受入れ実績はないが、受入れの申請を済ませ、令和3年度の受入れを計画している。園の方針として、乳児中心の実習を想定しているが、早急に職員意見を反映させた「実習カリキュラム」を作成し、事前に職員の研修を実施しておくことが求められる。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>ホームページを使って、園長の所信や園の状況を公開している。ブログは毎月更新され、園の取組みや子どもの様子を紹介している。「苦情解決処理取扱要領」があるが、「苦情相談記録カード」や指定様式は使用されていない。苦情情報の公表に関しても、明確なルールが示されていない。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ① ・ c
<p><コメント></p> <p>法人が定めたルールに沿い、事務や経理、契約、取引、購買等の業務が執行されており、小口現金は園長が管理している。現金の収受はさほど頻回ではないが、延長保育の料金や引落としができなかった料金等を現金にて受領している。園長が決裁権を持ち、かつ出納責任者として現金を管理しており、内部牽制上からは改善が必要となる。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 「保育の全体的な計画」の中に地域との関わりの方針を示し、地域と協働して理念に謳う「豊かな人間性」を育てようとしている。コロナ下ではあるが、可能な範囲で地域行事に参加している。警察署のイベントに参加したり消防署見学を行い、年末には地域の門松づくりを見学して新聞でも紹介された。散歩では、地域の人から挨拶の声がかかる。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② ・ c	
<p><コメント> コロナ禍の影響もあるが、ボランティアの受入れは多くない。実習生の受入れとボランティア受入れが同じマニュアルとして作成されている。外見上は外部者の受入れとして同一視されがちではあるが、双方がそれぞれ異なる目的や意義を持っている。本来の目的を見失わないためにも、マニュアルを別個に作成することが望ましい。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 子どもたちの健康・安全を担保すべく、医療機関や薬局を網羅したリストを整備している。通園している子どもの就学先である5つの小学校区の「幼保小懇談会」に参加している。虐待を疑われる事例があることから、「要観察」扱いとして記録を取り、区を経由して児童相談所に報告している。保健センターと連携し、母子生活支援にも取り組んでいる。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	① ・ b ・ c	
<p><コメント> コロナ禍によって開催が中止となったりリモート開催となることもあるが、区の園長会や名保連（名古屋民間保育園連盟）、名幼研、5ヶ所の幼保小懇談会等に参加し、コロナ下での園運営の方策や地域の福祉ニーズを探っている。区の主催する子育て広場にも参加して、地域ニーズを収集・把握する計画がある。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ ② ・ c	
<p><コメント> 地域ニーズに沿った公益的な活動の計画はあるが、その多くがコロナ禍によって中止や縮小を余儀なくされている。法人レベルでは、新たな施策として児童発達支援スクールの開校が計画されているが、期待通りの成果が見込めるか、予断を許さない状況である。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① a · b · c
<p><コメント></p> <p>「ホームページ」や「リーフレット」に、子どもを尊重する保育の基本姿勢を記載し、事務室や玄関に掲示している。「重要事項説明書」も玄関に掲示されており、いつでも閲覧出来る。子ども達に多文化に触れさせるため、昨年から外国籍の英語教師による英語の時間を設け、0歳児から取り入れている。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	① a · b · c
<p><コメント></p> <p>「プライバシー・虐待の規程」等、子どもの権利擁護に関する規程が整備され、子どもの写真掲載等の保護者同意を得ている。街中の園舎は道路から見えやすく、水遊び時は日よけも兼ねネットで覆っている。プライバシーを守るため、個人が特定される名札は着用せず、帽子の名前は内側を書く等の配慮をしている。排泄や着替え時は衝立等で目隠しをしている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a · ② b · c
<p><コメント></p> <p>保育所選択に必要な資料（リーフレット）は見学者に渡すが、公的な場所には置かれていない。ホームページでは、実際に働いている職員の声を紹介し、子どもの様子をブログで伝えている。見学には予約が必要で、日程調整をして1日4名程度を受け入れている。選択に必要な情報を幅広く提供できるよう、公的な場所への設置を検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a · ② b · c
<p><コメント></p> <p>入園説明会で「重要事項説明書」を用いて保育の開始・変更時の説明を行い、保護者から同意書を得ている。特に配慮を必要とする保護者には、園長が個別で対応し適切な説明をしている。相談室等を利用して説明しているが、それらの説明ルールを明文化し、経験の少ない職員でも説明が出来るよう手順を確立することが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a · ② b · c
<p><コメント></p> <p>子どもが転園する場合の、転園先への引継ぎ文書は作成されていない。区では、転園先に子どもの成長等を文書で渡す事を保護者に確認する対応をしている。退園した子どもや保護者が、継続して相談出来る担当者は園長である。相談担当者や窓口、その方法等を、口頭だけではなく文書に記載して渡すことを検討中である。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	① a · b · c
<p><コメント></p> <p>法人が年1回アンケート実施し、回収して集計等を行い園に結果報告をしている。コロナ下ではあるが、個人懇談を年1回行い、日々のコミュニケーションからも利用者満足を把握している。コロナ禍により、運動会は幼児クラス（3～5歳児）が行い、家族参加は2名に限定して実施した。保護者アンケートには、子どもの成長の喜びや開催への感謝の言葉が寄せられた。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	① a · b · c
<p><コメント></p> <p>「重要事項説明書」に苦情解決の体制を記し、玄関にも掲示している。保護者の苦情、地域からの意見や要望等は「苦情受付簿」に記録し、毎月「福祉サービス苦情センター」に報告している。登降園時の子どもや保護者の道路横断について、地域の自転車利用者から「危険性が伴う」との意見があった。園は、「飛び出し注意」のポスターを掲示し、保護者に注意喚起した。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 「重要事項説明書」に、相談・意見を受けるルールを記載し、アンケートや連絡帳アプリ（キッズリー）等も利用できる。「重要事項説明書」は玄関入口にも掲示し、誰でも閲覧が出来る。今年度はコロナ禍により、行事等の縮小・中止もあって保護者からの意見が届く機会が少なくなっている。保護者から要望があれば、空いている部屋を利用して個別面談を行っている。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 連絡帳アプリ（キッズリー）での相談対応、送迎時のコミュニケーション等から保護者意見の把握に努めている。必要に応じて職員会議で周知しているが、相談を受けた際の記録の方法や報告の手順等を定めたマニュアルは整備されていない。迅速に、かついつでも同じ対応がとれるよう、対応マニュアルの整備が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> リスクマネジメントに関する委員会は設置されていないが、園での責任者は園長である。「ヒヤリハット報告書」を積極的に作成し、発生要因の分析や未然防止策を検討している。公園への散歩マップを作成し、遊具点検をして危険箇所を写真に撮り、職員間で周知している。使っていない玩具や床に放置されている玩具は片づける等して、事故防止に努めている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 感染症予防・発生時対応のマニュアルは作成されている。「新型コロナウイルス」の感染症情報は市や法人からの資料を掲示し、別フォルに綴られているがマニュアルには未追記である。感染症の情報は感染症名と人数が掲示され、併せて注意喚起や予防の参考になる情報が添えられている。「保健便り」の発行、経験の浅い職員向けの勉強会が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 職員の安否確認はラインで行い、子どもは連絡帳アプリ（キッズリー）で行っている。保育の継続ための対策（BCP）は整備されていない。避難訓練は早・延長保育時間帯にも行われているが、その場にいる保護者も訓練に参加し、子どもの安全を担う役割等の周知を図りたい。引き渡し訓練は実施されていない。備蓄のリストに関し、記載内容と備蓄品の整合を図りたい。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 標準的な実施方法は法人作成でファイル化され、着脱が可能で加除がしやすくなっている。しかし、法人が作成したマニュアル等が、実際に園で使いやすいか（使えるか）否かの見直しをする必要はある。園独自の手順を加え、職員誰もが行う基本的な部分を共通化した実施方法の手引書になることを期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ ② ・ ③
<p><コメント> 保育の標準的な実施方法の作成や検証、見直し、改訂記録等は法人が主管している。開設して3年目であり、見直しはされていない。指導計画の作成・見直しは職員会議で定期的に行っているが、標準的な実施方法に基づいた現場での保育実践の検証・確認が必要である。職員や保護者の意見・提案を標準的な実施方法に反映させることも必要である。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	保42	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 入園前説明会でアセスメント用紙を渡し、園長が面接時に聞き取って確認している。子どもそれぞれに個別指導計画が作成されている。クラス指導計画が作成され、個別指導計画との関連も配慮されているが、アセスメントに基づく記録のファイル化がなされていない。早・延長保育の指導計画は作成されているが、1年間同じ「ねらい・配慮事項」であり、改善を要する。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 指導計画の見直しは、それぞれの計画に合わせて適切に見直しを行い、次の作成に活かしている。見直しによる変更内容は、主任が主管して職員周知を図っているが、今回のように「新型コロナ」に関する急遽の変更の場合の仕組みは整備されていない。指導計画の評価・見直しや保護者ニーズに対する支援等を、標準的な実施方法に反映させる仕組みづくりに期待したい。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 経験の浅い職員の指導は主任が行っているが、新人職員は経験豊富な職員とペアを組んでいるため、日々の指導は経験者に委ねることが多い。クラス便り（ブログ）や連絡帳等の発信物は主任が目を通している。実施状況は月1回の職員会議で共有したり、記録や資料を回覧してサイン等で伝達確認をしている。子ども個々の記録のファイリング方法を検討されたい。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 「個人情報保護規程」に則り、子どもの記録は鍵の掛かる書庫に保管されている。情報開示の規程や記録の保存・廃棄等に関する規程はなく、書き損じの資料はシュレッダーで処分している。保護者には個人情報の取扱いを「重要事項説明書」で説明し、同意を得てブログ掲載や写真掲示をしている。情報開示や記録の管理（保存・廃棄等）の文書化が望まれる。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成			
A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」は法人が作成し、園長が中心となって園に合った内容に作り変えている。それに沿って、各年次の担当が計画を展開している。園の特色として、絵本からごっこあそび、劇遊びへと発展させ、異年齢との関わりを大切にする保育計画を策定している。乳児保育や障害児保育、長時間保育等の特色ある保育を追記することが望まれる。</p>			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園舎は新しく、手洗い場やトイレは清潔で使いやすい。子どもが心地よく過ごすために清掃や換気に気を配っている。温度や湿度の調整を適切に行い、園庭にはテントを張ってプール遊びの時はネットで覆っている。新型コロナウイルスに対する配慮として、密にならないよう子どもの多い時は和室を遊び場として提供し、空間をうまく活用している。</p>			
A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育理念に「子ども一人ひとりを大切に豊かな人間性を育む」と掲げている。評価当日、コロナ禍により園内の見学は玄関周りに留めたが、園内に職員の大きな声は聞かれず、子どもに個別に寄り添いながら信頼関係を築こうとする姿勢や態度が感じられた。子どもの目線に立って、子どもの声を聞こうとする姿勢も垣間見られる。</p>			
A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの発達に個人差が大きい年齢であり、基本的な生活習慣の習得には家庭との連携が欠かせないことを職員は理解している。園の様子、家庭の样子の情報交換を、連絡帳アプリ（キッズリー）を用いて両方向から行っている。保護者からは、子どもの成長や新しく覚えたことが写真によって分かりやすいと好評である。</p>			
A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>異年齢で関わりが持てる機会は、早・延長保育、4・5歳児合同での散歩等である。年上の意識や手本・憧れが毎日の生活の中で自然と育まれている。地域との関わりはコロナ禍によって計画通りに進まず、地下鉄を使っただけの遠足や社会体験も中止となった。昨年度は絵本から劇遊びを発表したが、今年度は年長児だけの発表会を行い、保護者から好評を得た。</p>			
A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>乳児は早朝から部屋の移動がなく、終日同じ部屋で過ごしている。早朝保育の玩具と長時間の玩具の入れ替えを行い、消毒をこまめに行っている。天気の良い日はウッドデッキに出て遊んでいる。複数担任のため、発育に個人差が大きい時期であることから、ミーティングで情報共有を行っている。離乳食は、「家庭で一度食べさせてから」を大切なルールとしている。</p>			
A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>1・2歳児は自我の芽生える頃、噛みつきや引っかき等もある。保護者には、クラス担任から発達上現われる現象であることを話して理解を得ている。口唇期であり、玩具の消毒を午睡中に行い、子どもの少ない土曜日には普段できない棚やロッカー等を、時間をかけて消毒している。子どもの自我の育ちを支え、安全に配慮した環境整備を心掛けている。</p>			

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> コロナ禍によって、行事の多くが縮小か中止を余儀なくされ、年長児に配慮して運動会と発表会は変則開催された。子どもに「思い出を残したい」との、保護者と職員の気持ちが一つとなって実施された。小学校との接続をスムーズにするための「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」については、子どもの年齢に合わせた様々な取組みがある。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 障害を持つ子どもがおり、個別指導計画とクラス指導計画双方を関連付け、加配保育士制度で統合保育を行っている。職員は障害の知識や理解を深めるために専門機関と連携し、必要な知識や情報を得ている。階段等は滑り止めをし、可能な限り段差のない環境に配慮している。障害のある子どもの保育について「重要事項説明書」で説明し、保護者周知を図っている。</p>		
A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 長時間保育計画は作成されているが、「ねらい・配慮事項」が1年間同じである。季節感や異年齢で過ごす保育内容・家庭的でゆったり過ごす環境等も検討されたい。職員間の引継ぎは、担任からの伝達事項を長時間保育士が保護者に漏れなく伝えている。担任とのコミュニケーションが不足しがちな保護者への対応にも配慮が見られる。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 小学校との交流はなく、コロナ禍で計画も止まっている。子どもにとって、小学校以降の生活に見通しが持てる機会はないが、保護者には入学説明会があり、見通しが持てる機会となる。「幼保小懇談会」はあるが、小学校教諭との意見交換や合同研修はない。「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿10」について、小学校と共有することが望まれる。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 健康管理に関するマニュアルはあるが、インフルエンザ・熱中症・水遊びの項目しかなく、基本的なマニュアルの整備が望まれる。保健に関する計画を4期で作成しており、関連付けた「保健便り」の発行を期待したい。職員はSIDS（乳幼児突然死症候群）についての知識を有し、午睡時にチェックしている。午睡中は手仕事等は行わず、観察に専念している。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 「健康診断記録」は漏れなく記載され、保護者には個別に結果用紙を配付し、職員には職員会議にて周知している。結果を保育に反映させ、歯磨き指導を行っていたが、今年度はコロナ禍により中止している。紙芝居や絵本等を利用して子どもに予防法を知らせ、自分の体に関心を持つよう働き掛けている。コロナ下ではあるが、出来る限り子どもの健康に配慮している。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> アレルギー児の把握は入園時のアセスメントで確認し、医師の診断の下、指示に沿って適切に対応している。給食時には、トレーに写真を貼り、アレルギー名を記入し、食事を必ず担任に渡すルールの下、誤食事故を防いでいる。「緊急対応マニュアル」も整備され、職員は新しい知識や技術の習得のために研修に参加し、エピペンまで習得している。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 年齢別に食育の計画を作成し、プランターやバケツを使って稲や野菜を栽培している。バケツ稲を収穫してお米にし、市販のお米を足してご飯を炊き、おにぎりを作って全員で食した。園長がクラスに入って子どもたちと一緒に食事を摂ることによって、子どもたちの食欲が増進している。調理員も給食時の子どもの様子を観察している。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 衛生管理のマニュアルに沿って、子どもたちに安心・安全な食事の提供に努めている。給食の検食は園長が主となって行っており、評価当日には、乳児の離乳食に不適切な部分があり、作り直しとなった。季節感のあるイベントメニューは子どもたちの楽しみの一つであり、おやつクッキー作りには子どもたちも調理に参加する。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 園と家庭とを結ぶ電子媒体の連絡帳（キッズリー）が機能している。登降園の管理に威力を発揮しており、保護者は当日の降園時間の申告や子どもの体温、連絡事項等を打ち込んでいる。園での子どもの様子はホームページのブログでも紹介し、行事案内や健診結果等の報告にも使われている。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 園と保護者とを結ぶツールとして、連絡帳アプリ（キッズリー）やホームページのブログが活用されているが、送迎時の会話も重視している。職員の側から積極的に声かけし、保護者からの相談には親身になって対応している。担任で対応できない場合は園長につないでいる。園長が対応した事例が「保育日誌」に記録されており、苦情として取り上げた例もある。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 虐待等権利侵害に関するマニュアルやチェックシート、フローチャート等を活用し、虐待等の早期発見、早期対応に努めている。虐待等の疑いが少しでもあれば記録に残すとともに園長を含めて対応を協議し、行政や児童相談所に連絡している。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ㉒ ・ c
<コメント> 定期的実施される職員の「自己評価チェックシート」を法人本部で分析し、職員個々にフィードバックしている。法人本部が関与することによって、組織的かつ継続性を持った取組みとなり、職員個々の資質向上が図られている。今後は、それらの職員の自己評価を園独自で集計・分析し、園全体の課題の抽出につなげることを期待したい。		